

ID: 183

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	危険物の仮貯蔵及び仮取扱の承認		
法令名 根拠条項	消防法 第10条第1項ただし書		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】	<p>法第10条第1項ただし書の規定による。</p> <p>第10条 指定数量以上の危険物は、貯蔵所(車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所(以下「移動タンク貯蔵所」という。)を含む。以下同じ。)以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。</p> <p>消防法等に関する行政手続法施行上の留意事項について(平成6年9月28日消防総第705号、消防予第246号、消防危第79号、消防災第211号、消防震第69号、消防特第179号)参照</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日